

## 65歳以上の方の介護保険認定に基づく 障害者控除(税申告)について

65歳以上で介護保険の認定を受けている方について、障害者手帳を取得されていない場合でも、「障害者控除対象者認定書」により障害者控除(税申告)の対象となることがありますので、ご相談ください。

### 障害者控除の適用が受けられる方

- ①課税されている対象者本人
- ②対象者を扶養している方で課税されている方

### 認定書の交付を受けることができる方(対象者)

中富良野町に住所を有する65歳以上の方で、下表に掲げる事項を参考に、心身の状態と併せて総合的に判断します。

※すでに障害者手帳(1級～6級)をお持ちの方は、交付を受ける必要はありません。

	基準	65歳以上で手帳をお持ちでない方
障害者	①知的障害者 (軽度、中度)に準ずる状態	・要介護認定における要介護1から3の方
	②身体障害者 (身体障害者手帳3級～6級)に準ずる状態	
特別障害者	①知的障害者 (重度)等に準ずる状態	・要介護認定における要介護4、5の方 ・6か月以上寝たきりの状態で、食事や排泄など日常生活に支障のある方
	②身体障害者 (身体障害者手帳1級、2級)に準ずる状態	
	③精神障害者保健福祉手帳1級	

### 手続きについて

- 1.福祉課介護保険係に申請してください。該当する方に「障害者控除対象者認定書」を交付します。
- 2.「障害者控除対象者認定書」を税金の申告時、申告書に添付します。確定申告をすることにより、控除が受けられます。
- 3.令和5年分確定申告について発行します。

### 所得から控除される額

	所得税	住民税
障害者控除対象者控除額	27万円	26万円
特別障害者控除対象者控除額	40万円	30万円

福祉課介護保険係 TEL:44-2125

## 2月から 町立病院の病床を休床し、毎週水曜日の診療を行います

現在、看護職員不足で毎週水曜日を休診としており、皆さまには大変ご迷惑をおかけしています。町立病院のすべての入院患者さまが、他の医療機関への転院等を1月末までに終えることとなり、2月から病床を休床することで、毎週水曜日の診療を行うこととしました。そのことにより、2月からはカレンダーどおりの診療となりますが、病床を休床とするため、土日・祝日・夜間については、医師をはじめ職員が不在となり対応ができませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

町立病院 TEL:44-2020